

焼津市 災害援護支援金貸付のご案内

1. 災害援護支援金貸付の内容

令和7年台風第15号等に伴う災害により、世帯主が負傷または住居・家財に被害を受けた世帯の生活再建のために一定の所得制限のもとで支援する資金の貸付を行います。

2. 対象となる世帯

災害発生時に焼津市内に居住しており、対象災害により世帯主が1か月以上の療養が必要な負傷をした場合、もしくは住居・家財に被害を受けた場合、もしくはその両方の場合

被害の種類・程度 及び貸付限度額	①住居・家財 に被害なし	②家財の1/3以 上の損害	③住居の半壊	④住居の全壊	⑤住居の全体が滅 失もしくは流失
A.世帯主が1か月以 上の療養が必要な負 傷をした場合	150万円	250万円	270万円 (350万円)	350万円	350万円
B.世帯主の負傷がな い場合	—	150万円	170万円 (250万円)	250万円 (350万円)	350万円

住居又は家財の損害は原則自己所有の住居又は家財が対象となります。

(注) 被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等、特別な事情がある場合は()内の額となります。

3. 貸付内容

項 目	内 容
貸付金額	上記の限度額を上限に、その他の借入、世帯収入、 <u>借入金の使い道を踏まえて総合的に判断します。</u>
利 率	連帯保証人がいる場合は無利子、連帯保証人がいない場合は年利1%（据置期間中は無利子） 支払期限を過ぎた場合は、延滞元利金額に対し、法令で定める利率5%の違約金が発生します。
据置期間	3年（特別な事情がある場合は5年）
返済期間	10年（据置期間を含む）
返済方法	1年に1回、半年に1回、1か月に1回（元利均等返済、いつでも繰上げ返済可能）

4. 所得制限

世帯人数	世帯人員当たりの市民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
ただし、その世帯の住居が滅失した場合は、1,270万円とする。	

5. 申請書類

必要書類		備考
必ず必要な書類	災害援護金資金借入申込書 (第2号様式)	・世帯主名での貸付けとなりますので、世帯主名でご記入ください。また借入申込者欄および連帯保証人欄は、それぞれ世帯主および連帯保証人の方が自署してください。
	本人確認書類のコピー	【本人確認書類について】を参照ください。
	世帯全員の令和7年度の所得証明書	・令和7年1月1日現在焼津市外に住民登録をしていた場合に必要ですので、当該市町村から取り寄せてください。 ・貸付申込世帯に所得未申告の方がいる場合も必要となります。
	個人情報の取扱いに関する同意書	・二人以上の世帯の場合には世帯全員分をご署名ください。
	誓約書兼同意書	・世帯主がご署名ください。
申し込みの内容により必要な書類	り災証明書	・住居の損害による申し込みの場合に必要です。
	委任状	・世帯主以外の方が申込み手続きを代理する場合に必要です。
	見積書等	・業者への支払いがある場合は見積書等を用意してください。
	診断書(第1号様式)	・世帯主の負傷の区分で申し込む場合に必要です。 ・療養期間が1か月以上であること及び今回の災害による負傷であることを確認します。
	滅失登記簿謄本または閉鎖事項証明書	・住居取り壊しの区分で申し込む場合に必要です。 ・法務局での発行となります。
連帯保証人の必要書類	被害状況がわかる写真等の資料	家財の1/3以上の損害区分で申し込む場合に必要です。
	本人確認書類のコピー	【本人確認書類について】を参照ください。
	令和7年度の所得証明書	・令和7年1月1日現在焼津市外に住民登録をしていた場合に必要ですので、当該市町村から取り寄せてください。 ・所得未申告の方も必要となります。
	個人情報の取扱いに関する同意書 (連帯保証人)	・連帯保証人が自署してください。
	誓約書兼同意書(連帯保証人)	・連帯保証人が自署してください。

【本人確認書類について】

下記の①②③のいずれかをご用意ください。

- ① 官公庁から発行された顔写真入りのもの1点
- ② 官公庁から発行された顔写真なしのもの2点
- ③ 官公庁から発行された顔写真なしのもの1点と
氏名+生年月日または住所が入ったもの1点

マイナンバーカード、運転免許証等
健康保険証、介護保険証、年金手帳等

診察券、電気・ガス・水道代の領収書等

6. 申込窓口・申込期限

焼津市 地域福祉課 (焼津市役所本庁舎2階) 054-631-5530

令和8年1月5日(月)までにお申し込みください。

※申込から貸付金の振り込みまで数か月ほどの期間を要しますので、予めご了承ください。

